



# 納屋橋南地区市有地第二期整備活用 に関する事業者を募集します



名古屋の“母なる川”堀川と“メインストリート”広小路通が交差する納屋橋の南にある市有地において、整備・活用の提案を、民間事業者の方々から広く募集します。対象地は平成19年度に第一期の公募を行い、現在はレストランとして活用（契約期間は令和5年5月末まで）されています。今回は、これに続く「第二期」の提案募集です。

本市では堀川の総合的な整備を周辺のまちづくりと一体で進めており、河川空間の利活用などによる堀川のにぎわいづくりを推進しています。都心の貴重な水辺空間という特色を活かし、皆様の柔軟な発想と優れた経営能力のもと、堀川のさらなる魅力の創出を期待しています。

## 【公募概要】

### 1 事業対象地の概要

#### (1) 土地の概要

- ・所在地  
名古屋市中区栄一丁目102番1  
始め4筆
- ・面積：396.30㎡

#### (2) 既存建築物の概要

- ・構造：重量鉄骨造 2階建
- ・竣工：平成21年3月
- ・延床面積：396.75㎡（1階210.87㎡、2階185.88㎡）



位置図

### 2 契約の概要

(1) 下記2パターン（AまたはB）より選択し提案してください。

- ・パターンA：「既存建築物等を現事業者（※1）から新事業者（※2）が無償譲渡を受け、改修し活用」
- ・パターンB：「更地から新たに建築物等を整備し活用」

※1「現事業者」：対象地において現在本市と借地契約中の事業者のことをいいます。

※2「新事業者」：本募集で選定され本市と借地契約を締結した事業者のことをいいます。

いずれの場合も、契約期間満了時までに対象地を更地として本市に返還することとします。

なお、パターンBを選択した応募者が選定された場合には、現事業者が対象地を更地とします。

(2) 契約期間：10年以上20年以下とします。（契約期間は工事等に係る期間を含みます。）

(3) 契約形態：借地借家法第23条に基づく事業用定期借地権設定契約を本市と締結します。

(4) 契約の始期：令和5年6月1日とします。

(5) 用途の指定：飲食店舗又は飲食店舗及びその他物販等店舗を併設する常設の建築物とします。

なお、対象地内に100㎡以上の「親水広場」を併せて整備してください。

(6) 土地の賃料：226,000円/月とします。

(7) 保証金の額：建築物の延床面積（㎡）×15,000円（パターンA、B共通）とします。

### 3 スケジュール

・事業者の募集開始	令和3年12月 1日	募集要項説明会および現地説明会 （参加申込が必要です。）
・募集説明会	令和3年12月15日	
・企画提案書類の提出締切	令和4年 2月16日	一次審査は書面により行います。 二次審査は一次審査通過者3者により行います。
・審査（二次審査）	令和4年 3月14日	
・審査結果の通知・公表	令和4年 4月上旬	
・契約に向けた覚書の締結	令和4年 4月以降	

（2次元コード）

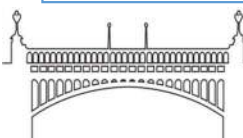
■公募の詳細は下記名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

（募集要項のダウンロードが可能です）

トップページ⇒事業向け情報募集情報⇒その他の募集⇒緑政土木局からのお知らせ



<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000146646.html>



堀川のイメージキャラクター「ホリゴン」



（問合せ先）名古屋市 緑政土木局 河川部 河川計画課 企画調査係  
「納屋橋南地区市有地 第二期整備活用提案募集」担当

TEL 052-972-2823